

議案第 6 8 号

鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

次のとおり鳥取県町村総合事務組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

概要

1. 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
共同処理する事務として、次の2つの事務を加える。
 - (1) 消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務
 - (2) 消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務
2. 鳥取県町村総合事務組合規約の変更

変 更 案		現 行	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合町村	共同処理する事務	組合町村
略	略	略	略
2 略 3 <u>消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務</u> 4 <u>消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務</u>	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	2 略	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
5 略	略	3 略	略

鳥取県町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

鳥取県町村総合事務組合規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第3条関係）左欄の2の項及び3の項を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

2 略	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
3 <u>消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務</u>	
4 <u>消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務</u>	
5 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。